

第14章

発達支援

平成17年4月に施行された「発達障害者支援法」や平成19年4月から全国の小中学校で始まった「特別支援教育」など『発達障害』を取り巻く環境は大きく変化し、社会的に発達障害の認知が広まってきました。

こうした背景のもと、明石市では、発達障害のある方々のライフステージを通じた支援策を検討し、その支援の拠点として平成21年4月に発達支援センターを開設しました。

『発達支援センター』では、幼児期から小中学校に通う学齢期、そして高校、大学から成人期に至るまで、ライフステージを通じた支援を行っています。本人はもちろん、家族、学校園の教職員からの相談にも応じ、助言や関連情報の提供などを行っています。また、関係者を対象とした研修会の開催や発達障害にかかる様々な情報の提供を行うとともに、保護者の団体をはじめ関係機関とも十分な連携を図っています。

こうした活動を通じて、発達支援センターは、発達障害をはじめ、支援を必要としている方やそのご家族への支援の拠点となるよう努めています。

《参考》 発達障害者支援法では、発達障害を「自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害など、注意欠陥多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」としている。

医療型児童発達支援センター『ゆりかご園』（定員40人）では、就学前の肢体不自由児等を対象に身体的・精神的な自立に向けた療育をしています。また、卒・退園児を中心とした外来リハビリテーションも実施しています。

児童発達支援センター『あおぞら園』（定員30人）では、知的発達に支援が必要な就学前の児童を対象に、集団での保育や個別の訓練などの療育を通じて社会性や適応力が育つよう支援しています。

児童発達支援事業『きらきら』（定員10人）では、知的発達支援が必要な就学前の児童を対象に、保護者同伴か単独通園による療育を実施し、親子の関わり方や集団でのルールやコミュニケーションを学べるよう支援しています。

1 発達支援センター

(1) 設置目的

発達障害児者等に関する相談、助言、情報提供その他必要な援助を継続的に
行うことにより、発達障害児者等及びその家族の生涯にわたる支援を図ります。

(2) 施設の概要

① 名称

明石市立発達支援センター

② 所在地

明石市二見町東二見1836番地の1 ふれあいプラザあかし西2階

③ 受付日時

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

午前9時～午後5時

(3) 事業の概要

① 個別相談

専門スタッフが面接による日常生活や発達支援、就労などに関する相談に
対応します。

(ア) 面接相談

【相談件数】

(単位：件)

| | | 就学前 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 成人 | 合計 | |
|--------|----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-------|
| 平成26年度 | 初回 | 30 | 50 | 10 | 2 | 32 | 124 | 1,112 |
| | 継続 | 203 | 342 | 136 | 98 | 209 | 988 | |
| 平成27年度 | 初回 | 55 | 53 | 18 | 2 | 28 | 156 | 1,219 |
| | 継続 | 145 | 437 | 133 | 73 | 275 | 1,063 | |
| 平成28年度 | 初回 | 36 | 54 | 16 | 11 | 23 | 140 | 1,074 |
| | 継続 | 89 | 435 | 111 | 68 | 231 | 934 | |
| 平成29年度 | 初回 | 38 | 70 | 14 | 8 | 31 | 161 | 1,167 |
| | 継続 | 75 | 442 | 135 | 78 | 276 | 1,006 | |
| 平成30年度 | 初回 | 56 | 67 | 27 | 6 | 33 | 189 | 1,342 |
| | 継続 | 94 | 487 | 212 | 89 | 271 | 1,153 | |

【相談内容】（あてはまるもの全て）

（単位：件）

| | 情報 提供 | 家庭 生活 | 健康 医療 | 教育 | 療育 | 進路 相談 | 就労 | 合計 |
|--------|----------|----------|----------|-----|-----|----------|-----|-------|
| 平成26年度 | 468 | 946 | 325 | 673 | 276 | 208 | 167 | 3,063 |
| 平成27年度 | 534 | 1,052 | 361 | 717 | 364 | 205 | 169 | 3,402 |
| 平成28年度 | 412 | 991 | 332 | 658 | 311 | 203 | 152 | 3,059 |
| 平成29年度 | 408 | 1,095 | 468 | 775 | 193 | 178 | 265 | 3,382 |
| 平成30年度 | 457 | 1,226 | 518 | 848 | 204 | 214 | 212 | 3,679 |

（イ）就労支援活動

【内容】

（単位：回）

| | 職場訪問 | ケース会議 | 関係機関 同行訪問 | 関係機関 連携会議 | その他 | 合計 |
|--------|------|-------|--------------|--------------|-----|----|
| 平成26年度 | 0 | 8 | 5 | 25 | 3 | 41 |
| 平成27年度 | 0 | 17 | 5 | 21 | 3 | 46 |
| 平成28年度 | 0 | 26 | 11 | 24 | 2 | 63 |
| 平成29年度 | 1 | 21 | 23 | 39 | 4 | 88 |
| 平成30年度 | 1 | 16 | 14 | 37 | 4 | 72 |

② 訪問相談

必要に応じて学校園などを訪問し、ケース会議や教職員等への相談に対応します。

【訪問先】

（単位：回）

| | 保育所 | 幼稚園 | 小学校 | 中学校 | 高校 | その他 | 合計 |
|--------|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|
| 平成26年度 | 0 | 25 | 39 | 14 | 0 | 13 | 91 |
| 平成27年度 | 3 | 37 | 73 | 18 | 1 | 22 | 154 |
| 平成28年度 | 1 | 44 | 62 | 9 | 2 | 15 | 133 |
| 平成29年度 | 2 | 12 | 24 | 18 | 1 | 33 | 90 |
| 平成30年度 | 3 | 12 | 28 | 22 | 1 | 36 | 102 |

③ おひさま訪問

要請のある保育所（園）や放課後児童クラブなどを訪問し、観察や助言を行うことで気になる子どもや支援者への支援につなげていきます。

【訪問先】 (単位：回)

| | 保育所（園） | 放課後児童クラブ | その他 | 合計 |
|--------|--------|----------|-----|----|
| 平成26年度 | 14 | 25 | 1 | 40 |
| 平成27年度 | 13 | 15 | 0 | 28 |
| 平成28年度 | 5 | 8 | 2 | 15 |
| 平成29年度 | 15 | 15 | 4 | 34 |
| 平成30年度 | 21 | 6 | 2 | 29 |

④ 啓発活動、研修

発達障害に関する正しい理解や支援の方法を広めるために、情報の収集を行うとともに講演会、研修会を企画開催しています。

発達障害児者に関わる支援機関やサービスに関する情報をまとめた「療育・就労支援ガイドブック」や、発達障害児者の保護者と支援者等の連携のため生育歴や支援内容の記録が可能な「サポートノート」を作成するほか、「発達障害の理解のために」パンフレットの活用をはじめ、発達障害に関する図書の貸し出しやホームページによる啓発も行っています。

【研修会等】 (単位：回・人)

| | 開催回数 | 参加者人数 (概数) | 対象者（回数）*重複あり | | | | |
|--------|------|---------------|------------------|------------------|-----------|-----------|-----|
| | | | 保育士 幼稚園 教諭 | 小学校 中学校 教諭 | 保護者 一般 | 福祉 関係者 | その他 |
| 平成26年度 | 41 | 719 | 8 | 5 | 8 | 5 | 20 |
| 平成27年度 | 45 | 1,076 | 9 | 14 | 18 | 5 | 29 |
| 平成28年度 | 63 | 1,268 | 11 | 14 | 27 | 12 | 36 |
| 平成29年度 | 42 | 1,149 | 8 | 5 | 16 | 8 | 5 |
| 平成30年度 | 41 | 1,109 | 12 | 6 | 18 | 22 | 2 |

⑤ 関係機関との連携

ひょうご発達障害者支援センタークローバーをはじめ、県立こども発達支援センターや相談支援事業所、関係行政機関との連携を図るとともに、兵庫教育大学との連携協定に基づき、より効果のある支援をめざしています。

2 医療型児童発達支援センター「ゆりかご園」

(1) 設置目的

児童福祉法に規定された医療型の児童発達支援センターです。

身体に障害や発達に遅れのある就学前の乳・幼児が保護者とともに通園し、理学療法や作業療法、言語聴覚療法、保育、日常生活指導などにより、将来的な自立の基礎を養います。

また、学齢期以降も利用者からの希望があり、医師が必要と判断した場合はリハビリテーションを外来診療により22歳まで継続しています。

(2) 施設の概要

① 所在地

明石市大久保町大窪2752番地

② 沿革

昭和44年10月 藤江母子寮内で開園し、明石市肢体不自由児父母の会が運営する

昭和46年4月 市の施設となる

昭和48年4月 現在地に園舎を新設移転し、肢体不自由児通園施設として厚生省の認可を受ける

医療法の診療所としての認可を受ける

平成6年5月 外来（主に卒・退園児中心）のリハビリテーションを開始する

平成7年2月 理学療法（Ⅱ）の施設基準の届出受理される

平成9年5月 作業療法（Ⅱ）の施設基準の届出受理される

平成14年4月 言語聴覚療法（Ⅱ）の施設基準の届出受理される

平成18年4月 障害児（者）リハビリテーション料の施設基準の届出受理される

平成24年4月 改正児童福祉法の規定により医療型児童発達支援センターとしてみなし指定を受ける

平成25年4月 児童福祉法の規定により医療型児童発達支援センターとして指定を受ける

平成26年4月 児童福祉法の規定により保育所等訪問支援事業、特定相談支援事業及び障害児相談支援事業の指定を受ける

③ 規模

敷地面積 2,847㎡

建物の構造及び面積 鉄筋コンクリート造平屋建て 632.88㎡

定員 40人

④ 開園日

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

年少組（0～2歳児）9時20分～13時20分

年長組（3～5歳児）9時20分～15時

(3) 指導目標と内容

子どもたちへは自分らしくいきいきと主体的に地域で生活していける人に育つよう、保護者へは子どもとともに地域で生活していく力を培えるよう、ニーズに応じて各部門が連携しながら療育を進めます。

① 医療指導

小児科医や整形外科医の診療による医療指導を行います。

看護師が日常的な健康管理や健康指導を行います。

② 保育

子ども1人ひとりを大切にし、遊びの中で自立に向けて日常生活や社会性を身につけていけるよう援助します。必要に応じて育児支援も行います。

③ リハビリテーション

医師の指示により子どもの心身両面の発達向上のための療育を行います。

理学療法士や作業療法士が障害の程度に応じた個別療法を行うとともに、保護者（付添者）に家庭での日常生活動作などについて指導します。

言語聴覚士が食べることや口腔機能の向上、コミュニケーション能力の向上などの指導を行います。

④ 療育相談

療育上のさまざまな問題について、各部門の職員が必要に応じた療育相談を行います。

⑤ 関係機関との連携

学校・幼稚園や保育所等と連携し、本人やスタッフに対する支援を行います。また、必要に応じ、机や椅子の改造などの提案や協議を行います。

⑥ 補装具等の製作

医師の指示を受け、補装具製作を行います。また、保護者の介助負担軽減や子どもの生活向上のため、日常生活用具や移動介助用具等の製作・補修なども行います。

(4) 園児の現状

疾病や障害が多様化、重度化するなか、園児にも重複障害児や超重症児が見られるようになってきました。

医療機関や乳幼児健康診査からの紹介などで、0歳児からゆりかご園に相談に訪れる子どもも多くなり、状況により入園または外来で療育を行っています。また、ゆりかご園に在園しながら地域の幼稚園や保育所に入園する子どもも増え、地域との連携が必要となっています。

① 年齢別・在籍年数別状況 (平成31年3月31日現在／単位：人)

| 年齢別 在籍年数 | 0歳児 | 1歳児 | 2歳児 | 3歳児 | 4歳児 | 5歳児 | 合計 |
|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 1年未満 | 3 | 7 | 5 | | | | 15 |
| 1年以上2年未満 | | 1 | 5 | 3 | 2 | | 11 |
| 2年以上3年未満 | | | | 2 | | | 2 |
| 3年以上4年未満 | | | | 2 | 1 | | 3 |
| 4年以上 | | | | | 1 | 1 | 2 |
| 合計 | 3 | 8 | 10 | 7 | 4 | 1 | 33 |

② 入・退園児の状況 (平成30年度／単位：人)

| 年度初日 在籍数 | 年度初日 入園児数 | 年度途中 入園児数 | 年度途中 退園児数 | 年度末 退園児数 | 年度末 在籍数 |
|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|------------|
| 21 | 0 | 13 | 1 | 4 | 33 |

③ 延出席数の推移 (単位：人)

| 年度 項目 | 平成 26 | 平成 27 | 平成 28 | 平成 29 | 平成 30 |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 延出席数 | 2,575 | 2,537 | 1,972 | 2,010 | 2,051 |
| 開園日数 | 231 | 227 | 224 | 226 | 221 |

※ 開園日数は警報等による臨時休園を除く。

④ 卒・退園児の進路

(単位：人)

| 進路 | | 年度 | | | | |
|-------------|------------|------|------|------|------|------|
| | | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 |
| 学 齢 児 | 明石養護学校 | | 1 | 1 | 1 | 1 |
| | 神大附属特別支援学校 | 1 | | | | |
| | 神戸市内養護学校 | | | | | |
| | その他特別支援学校 | | 1 | 1 | 1 | |
| | 明石市内普通校 | 2 | 6 | 2 | 1 | |
| | 神戸市内普通校 | 2 | | | | |
| そ の 他 | 保育所 | 1 | 4 | 3 | | 1 |
| | 幼稚園 | 2 | 1 | 4 | 1 | |
| | 在宅 | | | 1 | | |
| | 入院 | | | | | |
| | 他施設 | 2 | 2 | 2 | 3 | 2 |
| | その他 | 1 | 2 | | | |
| 合 計 | | 11 | 17 | 14 | 7 | 4 |

※ その他には転居・死亡等を含む。

⑤ 保育所・幼稚園との並行通園状況

(単位：人)

| 年齢 | | 年度 | | | | |
|-------------|-----|------|------|------|------|------|
| | | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 |
| 保 育 所 | 1歳児 | 0 | 1 | | | |
| | 2歳児 | | 1 | 1 | | 1 |
| | 3歳児 | 1 | | | 1 | |
| | 4歳児 | | 2 | | | 1 |
| | 5歳児 | | | 2 | | |
| 幼 稚 園 | 2歳児 | 1 | | | | |
| | 3歳児 | | | | | |
| | 4歳児 | 7 | 3 | | 1 | 1 |
| | 5歳児 | 5 | 7 | 1 | 1 | |

※ 年齢は各年4月1日現在の年齢。

(5) 保育所等訪問支援事業

平成26年度から保護者からの要望に応じて、学校・幼稚園・保育所等へ訪問し、集団生活に適応できるよう専門的な支援を行う保育所等訪問支援事業を開始しています。

(単位：件)

| 年度 | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 |
|------|------|------|------|------|------|
| 訪問件数 | 10 | 9 | 17 | 11 | 14 |

(6) 相談支援事業

平成26年度から福祉サービスの利用を調整し、サービス等利用計画を作成する相談支援事業を開始しています。

(単位：件)

| 年度 | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 |
|------|------|------|------|------|------|
| 作成件数 | 33 | 121 | 143 | 213 | 192 |

(7) 外来リハビリテーション

卒・退園児等の保護者からの要望に応じて、外来診療のリハビリテーションを行っています。

① 年齢別受診人数 (平成31年3月31日現在/単位：人)

| 年齢 | 6歳以下 | 7～12歳 | 13～15歳 | 16歳以上 | 合計 |
|----|------|-------|--------|-------|-----|
| 人数 | 63 | 52 | 13 | 23 | 151 |

② リハビリテーション実施延人数 (単位：人)

| 年度 | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 延人数 | 2,201 | 2,184 | 1,924 | 2,027 | 1,754 |

3 児童発達支援センター「あおぞら園」

(1) 設置目的

児童福祉法に規定された児童発達支援センターです。障害児について日常生活や社会生活に必要な知識技能の習得を支援します。

(2) 施設の概要

① 所在地

明石市二見町東二見1836番地の1 ふれあいプラザあかし西2階

② 沿革

- 平成20年6月 「知的障害児通園療育施設条例」が制定される
- 平成20年12月 施設の指定管理者として社会福祉法人三田谷治療教育院
が決まる
- 平成21年4月 明石市立「あおぞら園」として運営がはじまる
- 平成24年4月 改正児童福祉法の規定により児童発達支援センターとし
てみなし指定を受ける
- 平成25年4月 児童福祉法の規定により児童発達支援センターとして指
定を受ける
- 平成26年4月 児童福祉法の規定により保育所等訪問支援事業、特定相談
支援事業及び障害児相談支援事業の指定を受ける

③ 規模

建物面積 865.55㎡ ふれあいプラザあかし西2階
定員 30人

④ 開園日

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
午前9時30分～午後2時30分

⑤ 指定管理者

社会福祉法人三田谷治療教育院（芦屋市楠木町16番5号）

(3) 事業概要

① 通所事業

知的発達に支援が必要な就学前の児童が、通園バスにより単独で通園しま
す。

② 運営方針

成長が著しい幼児期に個別的な発達援助のための様々な訓練や保育を行
い、地域社会への参加や適応を支援します。

③ 施設利用者数の推移（各年度3月31日現在 単位：人）

| 年 度 | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 契約数 | 34 | 33 | 30 | 31 | 30 |
| 延人数 | 7,206 | 7,009 | 6,185 | 6,541 | 6,445 |

④ 保育所等訪問支援事業

保護者からの要望に応じて学校や幼稚園、保育所などへ訪問し、集団生活に適應できるよう専門的な支援を行う保育所等訪問支援事業を平成26年度から行っています。

(単位：件)

| 年度 | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 |
|------|------|------|------|------|------|
| 訪問件数 | 28 | 56 | 103 | 90 | 88 |

⑤ 障害児相談支援事業

児童通所支援等の福祉サービスの利用を調整し、サービス等利用計画を作成する障害児相談支援事業を平成26年度から行っています。

(単位：件)

| 年度 | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 |
|------|------|------|------|------|------|
| 作成件数 | 135 | 173 | 174 | 388 | 410 |

4 児童発達支援事業「きらきら」

(1) 事業概要

就学前の児童を対象とし、1部は保護者同伴で通園し、お子さんへの家族の関わり方を実際の療育を通じて学んでもらうとともに、相談を通じた家族支援を行っています。2部は単独で通園し、小集団での療育を通じて、集団でのルールやコミュニケーションを学べるよう支援しています。

① 開園日

月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）、週1回から2回の利用
1部 午前10時～午後2時、2部 午後2時～午後4時

② 定員

10人（1部2部あわせて）

③ 指定管理者

社会福祉法人三田谷治療教育院

④ 利用者の推移（各年度3月31日現在 単位：人）

| 年 度 | 平成26 | 平成27 | 平成28 | 平成29 | 平成30 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 契約数 | 50 | 46 | 47 | 47 | 47 |
| 延人数 | 1,956 | 1,662 | 1,583 | 1,908 | 1,971 |